# 環境影響評価法施行令 （平成九年政令第三百四十六号）

#### 第一条（第一種事業）

環境影響評価法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。  
ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓（同表の七の項の第二欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の七の項の第三欄に掲げる要件に該当することを理由として法第四条第三項第一号の措置がとられたものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。）を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

#### 第二条（法第二条第二項第一号ワの政令で定める事業の種類）

法第二条第二項第一号ワの政令で定める事業の種類は、宅地の造成の事業（造成後の宅地又は当該宅地の造成と併せて整備されるべき施設が不特定かつ多数の者に供給されるものに限るものとし、同号チからヲまでに掲げるものに該当するものを除く。）とする。

#### 第三条（免許等に係る法律の規定）

法第二条第二項第二号イの法律の規定であって政令で定めるものは、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類（第二欄及び第三欄に掲げる事業の種類の細分を含む。）ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

#### 第四条（法第二条第二項第二号ロの政令で定める給付金）

法第二条第二項第二号ロに規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

* 一  
  沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百五条の三第二項に規定する交付金
* 二  
  社会資本整備総合交付金

#### 第五条（法第二条第二項第二号ホの法律の規定であって政令で定めるもの）

法第二条第二項第二号ホの法律の規定であって政令で定めるものは、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第四号の事業に適用される場合に限る。）の規定とする。

#### 第六条（第二種事業の規模に係る数値の比）

法第二条第三項の政令で定める数値は、〇・七五とする。

#### 第七条（第二種事業）

法第二条第三項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。  
ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

#### 第八条（配慮書についての環境大臣の意見の提出期間）

法第三条の五の政令で定める期間は、四十五日とする。

#### 第九条（主務大臣の意見の提出期間）

法第三条の六の政令で定める期間は、九十日とする。

#### 第十条（方法書についての都道府県知事の意見の提出期間）

法第十条第一項の政令で定める期間は、九十日とする。  
ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とする。

##### ２

都道府県知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

#### 第十一条（法第十条第四項の政令で定める市）

法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市とする。

#### 第十二条（準備書についての関係都道府県知事の意見の提出期間）

法第二十条第一項の政令で定める期間は、百二十日とする。  
ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百五十日を超えない範囲内において関係都道府県知事が定める期間とする。

##### ２

第十条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

#### 第十三条（法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等）

法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽微な修正は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

##### ２

法第二十一条第一項第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

* 一  
  前項に規定する修正
* 二  
  別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
* 三  
  前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

#### 第十四条（評価書についての環境大臣の意見の提出期間）

法第二十三条の政令で定める期間は、四十五日とする。

#### 第十五条（法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人）

法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局とする。

#### 第十六条（評価書についての免許等を行う者等の意見の提出期間）

法第二十四条の政令で定める期間は、九十日とする。

#### 第十七条（法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等）

第十三条の規定は、法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正及び同号の政令で定める修正並びに法第二十八条ただし書の政令で定める軽微な修正及び同条ただし書の政令で定める修正について準用する。

#### 第十八条（法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更等）

法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

##### ２

法第三十一条第二項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。

* 一  
  前項に規定する変更
* 二  
  別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
* 三  
  前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であって、当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

#### 第十九条（環境の保全の配慮についての審査等に係る法律の規定）

法第三十三条第二項各号の法律の規定であって政令で定めるものは、別表第四に掲げるとおりとする。

#### 第二十条（報告書についての環境大臣の意見の提出期間）

法第三十八条の四の政令で定める期間は、四十五日とする。

#### 第二十一条（報告書についての免許等を行う者等の意見の提出期間）

法第三十八条の五の政令で定める期間は、九十日とする。

#### 第二十二条（都市計画に定められる対象事業等に関する手続の特例）

法第三十八条の六第一項又は第二項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における第九条の規定の適用については、同条中「法第三条の六」とあるのは、「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の六」とする。

#### 第二十三条

法第三十八条の六第一項又は第四十条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第十条から第二十一条までの規定の適用については、第十条第一項中「法第十条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条第一項」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第十一条の見出し及び同条中「法第十条第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条第四項」と、第十二条第一項中「法第二十条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項」と、第十三条第一項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、同条第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同号中「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、第十六条中「法第二十四条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十四条」と、第十七条中「法第二十八条ただし書」とあり、及び「同条ただし書」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十八条ただし書」と、第十八条の見出し及び同条第一項中「法第三十一条第二項」とあるのは「法第四十条第二項及び第四十三条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一条第二項」と、同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、同条第二項中「法第三十一条第二項」とあるのは「法第四十条第二項及び第四十三条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一条第二項」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同号中「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、第二十一条中「法第三十八条の五」とあるのは「法第四十条の二の規定により読み替えて適用される法第三十八条の五」と、別表第二及び別表第三中「対象事業の」とあるのは「都市計画対象事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する都市計画対象事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「都市計画対象事業が実施されるべき区域」とする。

#### 第二十四条（都市計画決定権者からの要請により環境影響評価を行うべき事業者）

法第四十六条第二項の政令で定める事業者は、次に掲げる者とする。

* 一  
  対象事業の実施を担当する国の行政機関（地方支分部局を含む。）の長
* 二  
  法第二条第二項第二号ハに規定する法人

#### 第二十五条（対象港湾計画の要件）

法第四十八条第一項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  港湾計画の決定であって、当該港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（次号において「埋立て等区域」という。）の面積の合計が三百ヘクタール以上であるもの
* 二  
  決定後の港湾計画の変更であって、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域（当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積の合計が三百ヘクタール以上であるもの

#### 第二十六条（対象港湾計画に関する手続）

第十二条第一項の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第二十条第一項の政令で定める期間について準用する。

##### ２

第十条第二項の規定は、前項において準用する第十二条第一項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。  
この場合において、第十条第二項中「事業者」とあるのは、「港湾管理者」と読み替えるものとする。

##### ３

法第四十八条第二項において準用する法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽微な修正は、前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の修正であって、当該修正によって新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該修正前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの（当該修正後の対象港湾計画について法第四十八条第二項において準用する法第十五条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

##### ４

法第四十八条第二項において準用する法第二十一条第一項第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

* 一  
  前項に規定する修正
* 二  
  前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の修正以外の修正
* 三  
  前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象港湾計画について法第四十八条第二項において準用する法第十五条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

##### ５

前二項の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第二十八条ただし書の政令で定める軽微な修正及び法第四十八条第二項において準用する法第二十八条ただし書の政令で定める修正について準用する。

##### ６

法第四十八条第二項において準用する法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の変更であって、当該変更によって新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該変更前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの（当該変更後の対象港湾計画について法第四十八条第二項において準用する法第十五条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

##### ７

法第四十八条第二項において準用する法第三十一条第二項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。

* 一  
  前項に規定する変更
* 二  
  前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の変更以外の変更

#### 第二十七条（法第五十四条第一項の政令で定める軽微な変更等）

第十八条の規定は、法第五十四条第一項の政令で定める軽微な変更及び同項の政令で定める変更について準用する。  
この場合において、第十八条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業の」とあるのは「事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

# 附　則

この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成九年十二月十二日）から施行する。

# 附則（平成九年一二月一〇日政令第三五三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十年六月十七日）から施行する。

#### 第六条

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一〇年八月一二日政令第二七三号）

この政令は、環境影響評価法の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。

# 附則（平成一〇年一二月二八日政令第四一七号）

この政令は、環境影響評価法の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。

# 附則（平成一一年三月三一日政令第一二六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附則（平成一一年八月一八日政令第二五六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、都市基盤整備公団法（以下「公団法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

# 附則（平成一一年九月二九日政令第三〇六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

# 附則（平成一一年一二月三日政令第三八七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一一年一二月二七日政令第四三一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十二年三月二十一日から施行する。

# 附則（平成一二年六月七日政令第三一三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一二年一〇月一八日政令第四五七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十月二十日）から施行する。

# 附則（平成一五年七月二四日政令第三二一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年七月二四日政令第三二九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。  
ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。

# 附則（平成一五年九月二五日政令第四三八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。  
ただし、附則第九条及び第十一条から第三十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

# 附則（平成一五年一〇月一日政令第四四九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。

# 附則（平成一五年一二月五日政令第四八九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。  
ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第四十三条及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年三月一九日政令第五〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。  
ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年四月九日政令第一六〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

# 附則（平成一六年五月二六日政令第一八一号）

この政令は、機構の成立の時から施行する。

# 附則（平成一七年六月一日政令第二〇三号）

この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

# 附則（平成一七年一〇月二一日政令第三二二号）

この政令は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十月二十四日）から施行する。

# 附則（平成一七年一二月二一日政令第三七五号）

##### １

この政令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年十二月二十二日）から施行する。

# 附則（平成二〇年三月三一日政令第一二七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年三月三一日政令第一三〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この政令の施行により新たに環境影響評価法第二条第二項に規定する第一種事業（以下この条において「第一種事業」という。）又は同法第二条第三項に規定する第二種事業（以下この条において「第二種事業」という。）となる事業であって、この政令の施行の日前にその工事に着手した林道の開設又は拡張の事業（この政令の施行の日以後の内容の変更により第一種事業又は第二種事業として実施されるものを除く。）については、同法第二章から第九章までの規定は、適用しない。

# 附則（平成二二年一二月二二日政令第二四八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二三年七月二九日政令第二四一号）

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年八月二日）から施行する。

# 附則（平成二三年一〇月一四日政令第三一六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二三年一一月一六日政令第三四〇号）

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

# 附則（平成二三年一一月二八日政令第三六四号）

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。  
ただし、第四条及び第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

# 附則（平成二四年九月二六日政令第二五二号）

##### １

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成二四年一〇月二四日政令第二六五号）

##### １

この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二六年五月一六日政令第一八四号）

この政令は、内閣府設置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年五月十九日）から施行する。

# 附則（平成二六年一〇月一六日政令第三三四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年一二月二四日政令第四四一号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年二月一七日政令第四三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。  
ただし、第三十六条及び第三十八条の規定は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年九月三〇日政令第三二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三一年三月二五日政令第六一号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年七月五日政令第五三号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。